

答申第58号

平成29年10月16日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島県個人情報保護審査会
会 長 大 道 晋

住民基本台帳法施行条例の一部改正について（答申）

平成29年10月4日付け市第676号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった事務を住民基本台帳法施行条例に追加し、本人確認情報を利用することは適当であると認める。

なお、次の事項について特に配慮すること。

- 1 申請者本人の理解が不十分なまま、本人確認情報を収集される懸念があることから、利用事務の拡大について、十分な周知を図ること。
- 2 利用事務の担当者に対する研修の実施その他の保護措置を十分に行い、一層のセキュリティ確保に努めること。

徳島県個人情報保護審査会審議経過

回	開催年日	内容
第94回	平成29年10月4日	諮問 審議
第95回	平成29年10月16日	審議

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	職業等	備考
大道 晋	弁護士	会長
坂田 美佐	税理士	
末吉 江衣	弁護士	
南波 浩史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者

(五十音順)